議案第１３号

つくばみらい市立板橋小学校児童通学バス運行に関する条例を廃止する条例

つくばみらい市立板橋小学校児童通学バス運行に関する条例（平成２５年つくばみらい市条例第１５号）は，廃止する。

附　則

この条例は，令和２年４月１日から施行する。

令和２年３月５日提出

つくばみらい市長　小　田　川　　浩　　印

提案理由

本年４月の小学校統合により，通学児童の安全及び負担軽減を図るため，つくばみらい市スクールバスを運行するにあたり，つくばみらい市遠距離通学費補助金を見直し，補助対象者等の拡充を行ったことから，本条例を廃止するものです。